

昌子の広場

第86報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次

・一般質問しました	P1、4
・健全化判断比率・資金不足比率明らかに	P2-3
・昌子の広場	P4

**非正規職員について一般質問しました
健全化判断比率・資金不足比率明らかに**

第3回定例会で一般質問しました(市の非正規職員について)

非正規職員問題とは

地方自治体には常勤の正規職員以外に臨時職員等の多くの非正規職員がいます。最近の調査では非正規職員数は全職員の30%近くにもなり、多くが年収にして200万円以下のいわゆる官製ワーキングプアの人達です。

この非正規職員は地方財政の悪化を背景に「職員定数や人件費が削減され、自治体が直接供給するサービス総量に対し、安価で入手しやすい労働力で補わなければならなかった」を理由に次第に多くの非常勤職員が採用されてきました。市民に直接接する仕事に多く非正規職員が働いておられます。

この人達は法律上の制約から殆どが1年を限度に雇用されていますが、更新を繰り返し数年も努めている人が多く、実態と制度や法律が整合しない状態に置かれています。

又原則として期末手当や退職金は法律上支給できないことになっています。ところが和泉市もそうですが、現実には特別報酬や特別退職共済などでカムフラージュして支給している自治体が多く、訴訟も起こされています。

このような非正常な状態に置かれている非正規職員の問題を解消するため、任期を限って正職員と同じように採用できる任期付き職員制度が法律で認められました。しかし和泉市はその制度を利用する条例を未だ制定していません。

和泉市の非正規職員について質問しました。

【質問】

市の非正規職員の実態は、雇用の根拠法は？

【答弁】

臨時職員 454名 採用2年を目途の雇用

非常勤職員 274名 平均勤続約7年

雇用の根拠法は臨時職員が地公法第22条第5項、非常勤職員は地公法第3条第3項の3である。

【質問】

市民から出された非常勤職員への手当の支給に関する住民監査請求で監査委員から「法、条例上問題があるので早期に検討すること」の指摘があった。更に非正規職員に対する期末手当や退職金支給に関する住民訴訟で相次いで違法との判断が出ており、本市についても市民から住民訴訟が起こされている。市の基本的考えは

【答弁】

地方自治体に沿った見直しが必要と考えているが、今月末に他市の裁判の判決が出る。そこで手当の支給が適法との判断が出る可能性もある。それらを見て今年度末を目途に対応を考える。

【質問】

臨時職員は2年を目途に雇用とのことであるが、地公法第22条第5項では、雇用期間は6ヶ月、更に更新すれば最長1年となっているが法に抵触しているのでは？

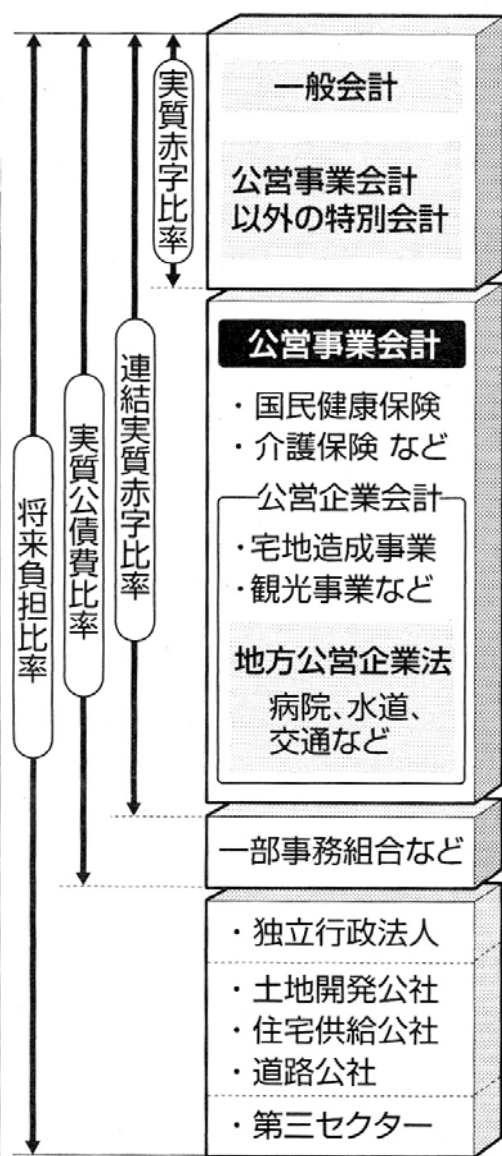
【答弁】

好ましくは無いと考えているが、経験を積んだ職員が必要な事から、やむなく2年を限度に雇用している。

<4頁に続く>

平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率明らかに

四つの財政指標の対象範囲



朝日新聞 2008.10.01 付朝刊より

市区町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率
		早期健全化基準		早期健全化基準	早期健全化基準: 25%	早期健全化基準: 350%
大阪市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.8	263.8
堺市	-	(11.25)	-	(16.25)	7.1	70.7
岸和田市	-	(11.44)	-	(16.44)	13.7	203.6
豊中市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.0	130.0
池田市	-	(12.51)	-	(17.51)	8.1	140.9
吹田市	-	(11.25)	-	(16.25)	1.4	-
泉大津市	-	(12.73)	18.58	(17.73)	16.6	265.2
高槻市	-	(11.25)	-	(16.25)	2.3	-
貝塚市	-	(12.68)	-	(17.68)	12.0	149.6
守口市	13.57	(11.84)	23.18	(16.84)	6.6	159.6
枚方市	-	(11.25)	-	(16.25)	3.3	46.1
茨木市	-	(11.27)	-	(16.27)	1.3	23.4
八尾市	-	(11.25)	-	(16.25)	7.4	83.1
泉佐野市	-	(12.44)	39.31	(17.44)	16.9	405.7
富田林市	-	(12.34)	-	(17.34)	3.0	7.7
寝屋川市	-	(11.41)	3.99	(16.41)	4.5	74.2
河内長野市	-	(12.43)	-	(17.43)	7.5	55.4
松原市	-	(12.20)	4.95	(17.20)	7.6	129.3
大東市	-	(12.31)	-	(17.31)	5.1	63.0
和泉市	-	(11.75)	-	(16.75)	6.9	67.9
箕面市	-	(12.14)	-	(17.14)	8.1	-
柏原市	-	(12.81)	16.92	(17.81)	7.0	111.6
羽曳野市	-	(12.27)	-	(17.27)	8.2	184.7
門真市	-	(12.00)	16.63	(17.00)	8.6	128.4
摂津市	-	(12.29)	-	(17.29)	13.9	23.5
高石市	-	(12.98)	-	(17.98)	14.6	321.3
藤井寺市	4.46	(13.01)	-	(18.01)	7.1	102.4
東大阪市	-	(11.25)	-	(16.25)	8.0	113.9
泉南市	-	(13.03)	-	(18.03)	11.5	193.8
四條畷市	3.43	(13.23)	-	(18.23)	10.4	180.7
交野市	-	(12.90)	-	(17.90)	14.7	333.6
大阪狭山市	-	(13.18)	-	(18.18)	11.9	77.8
阪南市	-	(13.33)	14.21	(18.33)	10.7	103.3
島本町	-	(14.53)	-	(19.53)	12.7	62.9
豊能町	-	(15.00)	-	(20.00)	5.6	96.7
能勢町	-	(15.00)	-	(20.00)	8.3	67.2
忠岡町	-	(15.00)	3.36	(20.00)	8.5	248.1
能取町	-	(13.91)	-	(18.91)	10.7	89.3
田尻町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.6	129.1
岬町	-	(15.00)	-	(20.00)	17.3	223.7
太子町	-	(15.00)	-	(20.00)	18.9	139.5
河南町	-	(15.00)	-	(20.00)	15.4	73.0
千早赤阪村	-	(15.00)	-	(20.00)	16.8	160.9

自治体	公営企業会計名	資金不足額 (千円)	資金不足比率%(*)	標準財政規模比(%)
大阪市	自動車運送事業会計	5,730,556	29.8	0.8
大阪市	市民病院事業会計	12,337,127	39.1	1.7
大阪市	中央卸売市場事業会計	12,565,609	194.0	1.7
堺市	堺市市立堺病院事業会計	1,430,148	14.5	0.9
池田市	病院事業会計	265,168	3.2	1.3
泉大津市	市立病院事業会計	1,450,888	34.1	9.2
泉佐野市	泉佐野市病院事業会計	2,693,166	29.5	13.1
泉佐野市	泉佐野市宅地造成事業会計	6,988,886	912.6	33.9
松原市	病院事業特別会計	1,078,377	35.2	4.6
松原市	下水道事業特別会計	160,727	5.5	0.7
和泉市	病院事業会計	1,985,565	43.6	6.4
柏原市	市立柏原病院事業会計	2,329,948	89.1	16.0
藤井寺市	公共下水道事業会計	52,785	6.4	0.4
阪南市	病院事業会計	1,016,973	89.9	10.1
忠岡町	下水道事業特別会計	5,446	0.8	0.1
岬町	住宅用地造成事業特別会計	82,908	100.0	1.9
千早赤阪村	金剛山観光事業特別会計	12,095	8.4	0.7

(*)経営健全化基準20%

今回総務省より財政健全化指標が発表されました。従来は一般会計を中心に健全度を評価していましたが、病院や上下水道等一般会計以外の会計も大きな赤字や借金を抱えているものが多く、それらも含めて評価しようというのが今回導入された新しい指標です。大阪府では早期健全化基準を上回っている自治体が、守口市、泉大津市、泉佐野市の3市があります。幸にも和泉市は何れの指標も健全化基準以下であり、概ね財政の規律は保たれていると言えます。しかしながら病院については20億円もの資金不足があり、資金不足率は健全化基準の20%を大きく超えています。資金不足とは一時的借り入れで資金不足を解消しないとイケない状態で、経営的には大変厳しい状況といえます。現在病院健全化計画を策定し実行中ではありますが、現時点ではその進展は必ずしも満足できる状況ではありません。このままの状態が続けば病院の経営形態も考えねばならない厳しい状況にあります。

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。
 2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。
 3. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合は、市区町村名及び当該比率を色塗りしている。

【質問】

非正規職員に対する退職金に相当する特定退職共済制度の実態は？

【答弁】

非常勤職員等の331名対し、月3千円/人で市から掛金を支出して、商工会議所を通じ退職時に支給している

【質問】

特定退職共済制度は退職金を支給する制度で、大東市の裁判でも出ているように違法性は明らかである。このような制度を続けるのか

【答弁】

府下自治体でも同様の制度化を行っており、係争中もしくは不当な支出であるとの見解が出ている自治体もある。裁判の状況もふまえこの制度のあり方を検討したい。

【質問】

非正規職員は期限が決められた雇用であるにも拘わらず、長期雇用が行われている実態もあり、本来常勤の正規職員を前提とした法体系が現実に対応していない側面を否定し得ない。

そのため、これらの非正規職員の雇用の安定と賃金の明確化等の目的で「一般職の任期付き職員」制度が制定されたが、当市はそれを行うための条例が未だ制定されていない。条例を制定しこの制度の活用についての市の考え方は？

【答弁】

現状非常勤職員で対応しており、現時点での導入の考えはない。非常勤職員の報酬等のあり方の検討の中で、制度の内容について確認する。

【質問】

既に違法の判決も出ており、非正規職員の雇用と報酬の安定にはこの制度の導入は避けて通れない。近隣の泉南市は既にこの制度を導入して、和泉市の非常勤職員に対応する人は殆どが任期付き職員に転換している。法令遵守を率先垂範すべき立場でもあり真剣に制度の導入を検討すべきではないか。

【答弁】

市としても問題は認識しているが、これまでの経過もあり、今すぐに全てを一新することは困難である。しかし何時までも現状で良いとは認識していない。制度の導入について関係課とも研究、調整を図っていきたい。

【要望】

私は非正規職員に手当や退職金を支給してはいけな
いと言っているのではない。法令を遵守すべき役所
が法を守らず各地で裁判となり、その結果非正規職
員に迷惑をかけている。雇用側に問題があるわけで
任期付き職員制度の早期導入を図り、官製ワーキン

グプアーの解消に努めるよう要望する。

昌子の日記

- 10/1 本会議
- 10/2 泉南市議選応援
- 10/3 和泉中央駅会報配布、役員選出、ダム定例会
- 10/4 「いずみふれあい農の里」オープン式典
- 10/6,7 和泉中央駅会報配布、役員選挙
- 10/8 和泉中央駅会報配布、街かどデイハウス見学
- 10/9 和泉中央駅会報配布、定例教育委員会傍聴、街かど
デイハウス見学
- 10/10 信太山駅会報配布、本会議、泉北環境打合せ
- 10/12,13 紀伊の国万葉旅行
- 10/14 厚生文教委員会傍聴、街かどデイハウス見学
- 10/15 都市環境委員会
- 10/16 和泉中央駅会報配布、総務安全委員会傍聴、ソロ
プチ定例会
- 10/17 槇尾川ダム予定地記者案内
- 10/20 泉北環境打合せ
- 10/22 本会議（一般質問）、市政相談会
- 10/23 本会議（一般質問）
- 10/24 本会議、会派代表者会議、まゆの会
- 10/25 商工祭り、韓国仮面劇と和太鼓の伝統祭り、石尾
中学校運動会
- 10/26 「モモ」朗読会、成年後見制度勉強会
- 10/27 「ひきこもり」学習会
- 10/28 自治基本条例策定委員会傍聴
- 10/29 事務所運営委員会、泉北環境勉強会
- 10/30 環境審議会傍聴、全国川のシンポ実行委員会
- 10/31 まちづくり勉強会

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

・会費 1,300円(3か月分) 14-16時

・68回 11/8 万葉の伝説 水江の浦島子

・69回 12/13 万葉の動物たち(鳥類)

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん

・11月12日(水)13時~16時

・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜 10時から12時、

木曜 14時~16時

市政相談会

・第2、4水曜日 20:~21:30